

2023年2月21日

北海道大学
総長 寶金 清博 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司

要求書

年次有給休暇は労働基準法第39条によって付与が義務付けられている休暇で、職員に与えられた権利であり、職員が請求する時季に与えることとされ、付与しないことは認められません。

しかし、北海道大学病院の看護師等から、年次有給休暇を申請しても取得できない、申請さえ厳しい、昼休みを満足に取れなくて体調を壊した、等の訴えがきています。

つきましては、北海道大学教職員組合は以下を要求いたしますので、3月17日までに要求事項への対応を回答願います。実効ある対応又は回答がなされない場合は、団体交渉を申し込むか、労働基準監督署に違反を申告することがありますので、必ず期日までに回答願います。

記

1. 年次有給休暇を申請通りに認めること。どうしても時季変更が必要な場合は、具体的合理的な理由と取得可能な日程を明示すること。
2. 就業規則に定められた休憩時間を保証すること。
3. 年次有給休暇や休憩時間を保証するための人員確保、業務の見直し等必要な措置を講ずること。
4. 労働組合法をはじめ労働諸法令の遵守し、労働組合法で禁止する下記の不当労働行為を起ささないこと。
 - 1 組合員に対して脱退を迫るなどの行為
(労働組合法第7条1号)
 - 2 団体交渉に応じない行為
(労働組合法第7条2号)
 - 3 組合の要求に対して不誠実な回答や不誠実な態度を繰り返す行為
(労働組合法第7条2号)
 - 4 組合の要求を無視して組合員個人との交渉を強いる行為
(労働組合法第7条3号)
 - 5 組合未加入者に対して、加入しないように働きかけする行為
(労働組合法第7条1号)
 - 6 その他、組合員であることをもって不利益扱いする行為
(労働組合法第7条1号)

以上